

市第 88 号議案

横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部改正

＜人事委員会報告及び勧告概要 勧告日：平成 27 年 10 月 14 日＞

- 平成 27 年 4 月の公民較差に基づく措置
 - ・ 本市職員給与と民間給与との較差 1,072 円 (0.27%) を解消するため、地域手当の支給割合を引き上げること (現行 12.26% → 改定後 12.57%)
 - ・ 期末・勤勉手当は、民間の支給割合との均衡を図るため、0.1 月の引上げを行い、6 月期と 12 月期の勤勉手当に配分すること
- 給与制度の総合的見直しに基づく措置
 - ・ 地域手当の支給割合を、国に準じて引き上げること (改定前 12.57% → 改定後 16%)
 - ・ 各給料表を、地域手当の支給割合引上げを考慮し、改定すること
 - ・ 単身赴任手当及び管理職員特別勤務手当を、国に準じて見直しを行うこと
 - ・ 退職手当については、給料表の改定に伴う影響を考慮すること

1 平成 27 年 4 月の公民較差に基づく措置

(1) 横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正 [第 1 条]

地域手当の支給割合について、公民較差を踏まえた引上げを行います。
(現行 12.26% → 改定後 12.57%)

(2) 横浜市職員に対する期末手当及び勤勉手当に関する条例の一部改正 [第 4 条]

期末・勤勉手当の支給割合について、民間の支給割合との均衡を図るため、年間で 0.1 月 (再任用職員は 0.05 月) の引上げを行います。具体的には、6 月期及び 12 月期の勤勉手当の支給割合をそれぞれ 0.05 月 (再任用職員は 0.025 月) 引き上げます。

なお今年度は、6 月期は既に支給済みのため、12 月期の勤勉手当を 0.1 月 (再任用職員は 0.05 月) 引き上げます。[附則第 5 項及び第 6 項]

＜平成 28 年度以降の期末・勤勉手当支給割合の内訳＞

| | | 6 月 | | 12 月 | | 年間 支給月数 |
|-------------|------|------------------|--------------|-----------------|--------------|-------------|
| | | 期末 | 勤勉 | 期末 | 勤勉 | |
| 再任用 職員以外 | 一般職員 | 1.25 | 0.75 → 0.80 | 1.40 | 0.75 → 0.80 | 4.15 → 4.25 |
| | 管理職員 | 1.05 | 0.95 → 1.00 | 1.20 | 0.95 → 1.00 | |
| 再任用 職員 | 一般職員 | 0.65 | 0.375 → 0.40 | 0.80 | 0.375 → 0.40 | 2.20 → 2.25 |
| | 管理職員 | 0.55 | 0.475 → 0.50 | 0.70 | 0.475 → 0.50 | |
| 特別職・議員 | | 2.00 → 2.05 (期末) | | 2.15 → 2.2 (期末) | | 4.15 → 4.25 |

2 給与制度の総合的見直しに基づく措置

(1) 横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部改正 〔第2条〕

(ア) 地域手当

地域手当の支給割合について、国に準じた引上げを行います。

(改定前 12.57% → 改定後 16%)

(イ) 給料表

行政職員給料表等の5つの給料表について、公民の給与水準均衡の維持等のため、地域手当引上げ分に相当する給料月額引下げを行います。なお、引下げに当たっては、高齢層職員の給与水準を見直すことにより、世代間の給与配分の見直しを行います。

(ウ) 単身赴任手当

単身赴任手当の基本額、距離に応じた加算額の上限について、国に準じた引上げを行います。

(基本額：現行 23,000 円 → 改定後 30,000 円)

(加算額：現行 45,000 円 → 改定後 70,000 円)

(エ) 管理職員特別勤務手当

課長級以上の職員において、災害対応等の臨時又は緊急の必要による平日深夜勤務に対し、国に準じて、管理職員特別勤務手当を新たに支給します。

(支給額：勤務1回につき、6,000円を超えない範囲)

(2) 横浜市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正 〔第3条〕

特定任期付職員の給料表について、国に準じ、給料月額の引下げを行います。

(3) 横浜市退職手当条例の一部改正 〔第5条〕

給料表の改定による退職手当への影響を考慮し、退職手当の調整月額について、国に準じた引上げを行います。

なお、調整月額引上げ後においても退職手当額に影響が生じる職員に対して、平成31年3月31日までの間について、経過措置期間を設けます。〔附則第7項及び第8項〕

(4) その他の条例改正 〔第6条～第8条〕

(ア) 横浜市一般職職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例(平成19年3月横浜市条例第18号)

(イ) 横浜市一般職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成23年3月横浜市条例第20号)

平成19年、平成23年に行った給与制度見直しの際に設けた経過措置について、平成28年3月31日をもって廃止します。

(ウ) 横浜市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例

企業局の課長級以上の職員における、災害対応等の臨時又は緊急の必要による平日深夜勤務に対し、管理職員特別勤務手当を新たに支給します。

3 施行期日 〔附則第1項及び第2項〕

1については、公布の日(ただし、1(1)については平成27年4月1日適用)

2については、平成28年4月1日施行